

令和３年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

地方自治法第２３３条第２項の規定により審査に付された令和３年度一般会計・特別会計歳入歳出決算について能代市監査基準に準拠し、次のとおり審査を実施した。

１ 審査の対象

令和３年度能代市一般会計歳入歳出決算

令和３年度能代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

令和３年度能代市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

令和３年度能代市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

令和３年度能代市浅内財産区特別会計歳入歳出決算

令和３年度能代市常盤財産区特別会計歳入歳出決算

令和３年度能代市鶴形財産区特別会計歳入歳出決算

令和３年度能代市檜山財産区特別会計歳入歳出決算

令和３年度能代市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算

令和３年度能代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和３年度能代市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

令和３年度能代市各会計実質収支に関する調書

令和３年度財産に関する調書

２ 審査の期間

令和４年７月１日から令和４年８月４日まで

３ 審査の実施内容等

審査に付された令和３年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に適合しているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他関係書類との照合・確認をするとともに、必要と認めたその他の審査手続を実施した。

4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に適合しており、その計数は、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、正確であるものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められた。

審査の過程において見受けられた改善を要する事項等については、関連部署に対し、是正の検討等を要望した。審査の結果の詳細は、後述のとおりである。